

令和8年2月19日

### オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積り依頼であり、有効な見積り書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積り書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

### 3 件名リスト

一連 番号	件名	納入（履行） 場所	納期（履行期 限）	見積り依頼書 公表日	見積り書 提出期限	見積り合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
1	#2 青野ヶ原演習場支障木等 整備役務（令和7年度）	青野ヶ原演習場	8.3.31	8.2.19	8.2.26	8.2.26 1000	なし	総品目総額

### 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒675-1351

住所 兵庫県小野市桜台1番地

契約機関名 陸上自衛隊青野原駐屯地 第352会計隊青野原派遣隊

(担当) 北島

電話番号 0794-66-7301 (内線 347)

FAX番号 0794-66-7303

5 仕様書に関する内容について問合せ先

陸上自衛隊青野原駐屯地 業務隊管理科演習場管理班

(担当) 宮脇

電話番号 0794-66-7301 (内線446)

## #2 青野ヶ原演習場支障木等整備役務（令和7年度）

役務件名	#2 青野ヶ原演習場支障木等整備役務（令和7年度）			
名 称	表紙			
業務隊長	管理科長	営繕班長	演管班長	係 等
青野原駐屯地業務隊				番号 1 / 5

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号	—	仕様書番号	2 / 5									
役務名称	#2 青野ヶ原演習場支障木等整備 役務 (令和7年度)	承認年月日	令和 年 月 日									
		作成年月日	令和 8年 2月 日									
		変更年月日	令和 年 月 日									
		作成部隊等	青野原駐屯地業務隊									
<p>1 役務場所 兵庫県小野市 青野ヶ原演習場</p> <p>2 役務期間 契約締結日 ～ 令和8年3月31日まで</p> <p>3 役務概要</p> <p>(1) 総 則 本役務は、仕様書等及び図面に基き青野ヶ原演習場周辺の剪定、草刈及び処理を実施するものである。</p> <p>(2) 内 容</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">ア 作業範囲</td> <td style="width: 20%;">A地区</td> <td style="width: 50%;">400㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>B地区</td> <td>12本</td> </tr> <tr> <td>イ 樹木運搬等処理</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </table> <p>(3) 一般事項</p> <p>ア 本役務は、本仕様書によるほか、設計図、標準仕様書等の定めるところに従うものとする。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議による。</p> <p>イ 受注者は実施条件を作業関係者に十分把握させるとともに、全作業員に対して安全教育を実施し、常に安全に留意し、事故等の防止に努めるものとする。</p> <p>ウ 現場管理</p> <p>(ア) 受注者は、本役務の実施によって施設等に対し損害を与えた場合は、受注者の負担において全額賠償するものとする。</p> <p>(イ) 後片付けについては、その日の整備が終了した毎に実施し、現場に残す資材等についても紛失等がないように留意し、必要な措置を施すものとする。</p> <p>(ウ) 作業時間については、午前9時00分から午後4時00分までを基準とする。なお、土曜日に実施する場合は、事前に係官に届出て指示に従い実施するものとする。</p> <p>エ 作業写真は、作業前、作業中、作業後、及び監督官の指示する箇所を撮影し、作業完了後A4アルバム等に整理し、提出するものとする。</p> <p>オ 作業開始前に現場の状況をよく確認したうえで、作業を実施するものとする。</p> <p>(4) 特記事項</p> <p>ア 剪定方法</p> <p>(ア) 道路上での作業の際は、事故の防止に努めること。</p> <p>(イ) 剪定の際、転倒、落下等により、民家、車両周辺施設への事故を防止するよう適切な処置を講ずるものとする。</p> <p>(ウ) 剪定等は、図面に記載した範囲の樹木等に対して行うものとするものとする。</p> <p>(エ) 剪定により樹木の生育に支障を来す恐れがある場合は当該箇所適切な処置（切り口に防食処置等）を行うものとする。</p> <p>イ 作業により発生した枝等は、通行の支障にならない場所に集積し、作業完了後は速やかに清掃し片付けるものとする。</p> <p>ウ 作業により発生した枝等の運搬、処分は本役務に含み、関係法令に基づき適切に処分し、処分が完了したことを証明する書類を工期末までに提出できるよう処分すること。</p> <p>エ 作業に必要な器材、工具等は受注者が負担するものとする。</p> <p>オ 現場状況により仕様書と相違がある場所については、官側と協議し、係官の指示に従うものとする。</p>				ア 作業範囲	A地区	400㎡		B地区	12本	イ 樹木運搬等処理	1式	
ア 作業範囲	A地区	400㎡										
	B地区	12本										
イ 樹木運搬等処理	1式											

カ 作業実施中等に苦情が寄せられた場合は、その場の判断で回答をせず速やかに係官に報告し、その指示に従うものとする。

5 剪定等に関する資格

2級造園技能士または街路樹剪定士等の樹木に関する知識・技能を有する者及び、クレーン高所作業車を使用する場合は当該機材の資格証明書または資格免状の写しを監督官に提出すること。

6 提出書類

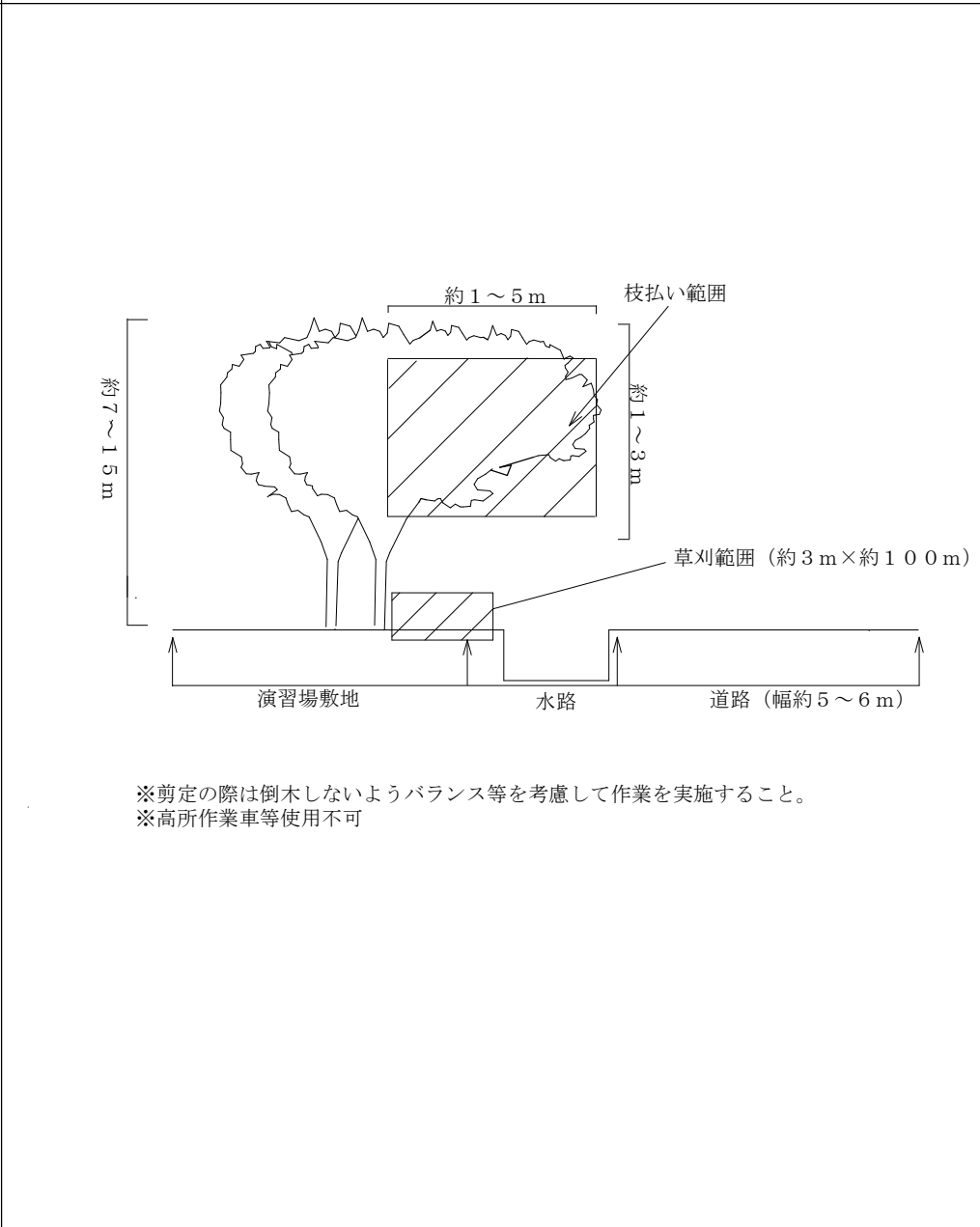
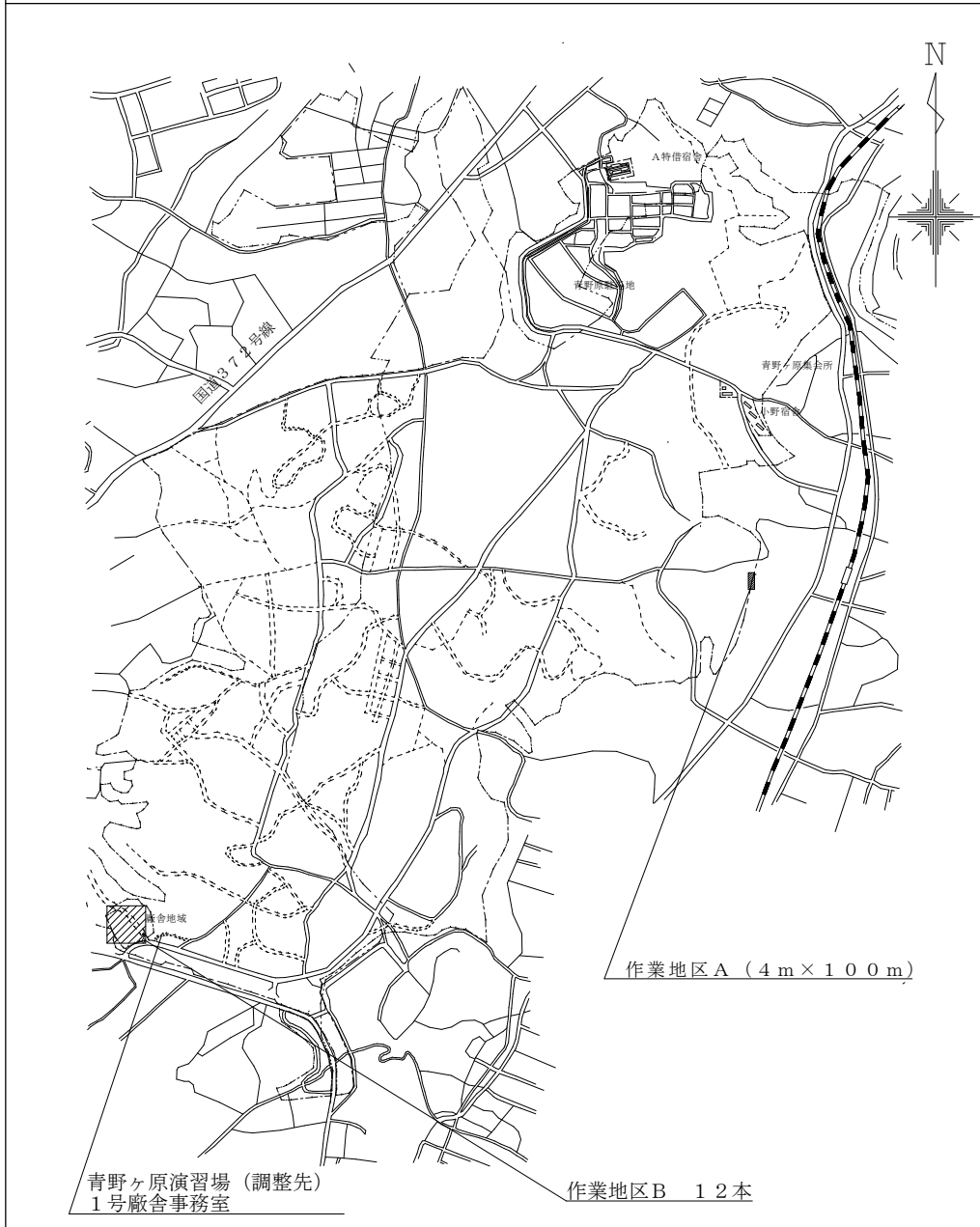
- (1) 着手届
- (2) 完了届
- (3) 工程表
- (4) 現場代理人等氏名通知書
- (5) 略歴書
- (6) 作業写真
- (7) 樹木くず処分証明書
- (8) 資格証明書または資格免状の写し
- (9) その他、係員が指示する書類を必要部数

7 検査等

本役務の完了検査は、官側検査官により実施する。作業完了後は、官側検査官立会の上、剪定状況の検査を実施し、提出書類を確認し官側検査官の合格を以て完了とする。また、手直し等が発生した場合は手直し完了後、再検査を実施する。

# 剪定等位置図

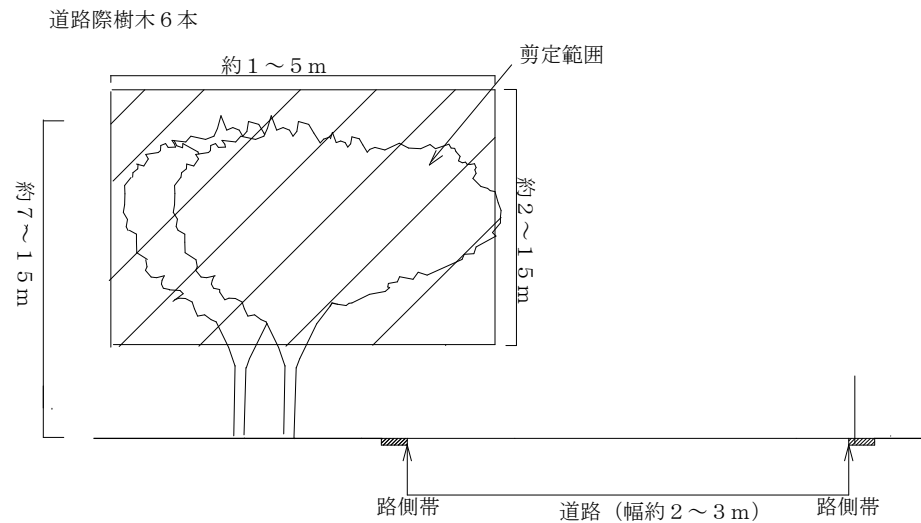
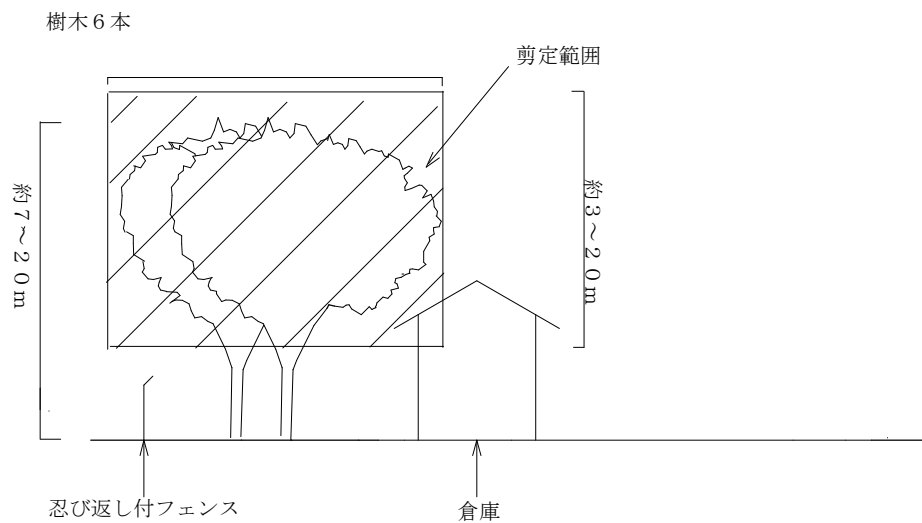
# 作業詳細図(作業地区A)



役務名称	#2 青野ヶ原演習場支障木等整備役務	図面名称	案内図・詳細図	縮尺	図面番号
青野原駐屯地業務隊管理科演習場管理班				N.S.	4/5

# 作業詳細図(作業地区B)

# 作業詳細図(作業地区B)



※剪定の際は倒木しないようバランス等を考慮して作業を実施すること。  
また、車両や建物等に損害を与えないよう十分に注意すること。

※剪定の際は周辺施設や電線等に損害を与えないよう十分に注意し作業を行うこと。  
また、車両や電線等に損害を与えないよう十分に注意すること。

役務名称	#2 青野ヶ原演習場支障木等整備役務	図面名称	詳細図	縮尺	図面番号
青野原駐屯地業務隊管理科演習場管理班				N.S.	5/5



